

# **県内宿泊施設における新型コロナウイルス感染症ガイドライン**

**(第1版)**

**令和2年11月  
奈良県観光局**



## はじめに

奈良県では、コロナ禍においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に気をつけながら、観光振興を図る事が重要と考えています。

各宿泊施設におかれましては、安心・安全の確保に取り組んでいただいているところですが、今後、観光客をはじめ、多方面からお越しの宿泊客の更なる増加が予想されることから、この度、宿泊施設において、宿泊客に新型コロナウイルス感染症の疑似症が発生した場合の対応等をまとめた「県内宿泊施設における新型コロナウイルス感染症ガイドライン」を作成しました。

宿泊施設には、新型コロナウイルスの感染拡大予防策として、①環境衛生や職員の健康管理などによる「標準的な対策」、②感染源対策や接触・飛沫感染対策による「ウイルス特性を考慮した対策」、③マニュアル作成や隔離場所の確保などを事前に確認しておく「患者発生を想定した対策」が求められているところです。

たとえ万全の対策をとっていても、新型コロナウイルスの感染者が発生する可能性は否定できないことから、患者発生を想定した事前の十分な準備・調整が必要不可欠となります。

業界団体が作成する業種別ガイドラインに沿った対策を前提として、本ガイドラインでは、宿泊者に感染が疑われる症状が発生した段階から検査結果判明までに必要となる具体的な対応例や相談窓口等についてまとめましたので、各宿泊施設の規模や設備、業態等を踏まえ、実情に合わせた対策を講じる上でのご参考としてください。

なお、本ガイドラインは新型コロナウイルスの感染拡大状況や受入環境の状況等を踏まえて、今後必要な見直しを行っていく予定です。

## 問い合わせ先・相談窓口一覧

### ▶本ガイドラインに関する質問、宿泊客の受け入れなどに関する相談

※看護師等はおりませんので、医療に関するご相談には対応できません。

#### 宿泊施設・旅行者・学校等からの相談窓口

本ガイドラインに関するご質問をはじめ、宿泊客の受け入れなどに関する様々な相談に対応するため、宿泊施設・旅行者・学校からの相談窓口を確保しておりますので、ご活用ください。

専用電話番号：0742-81-7455

受付時間：9時00分～20時00分 平日・土日祝日

### ▶宿泊客に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がみられた場合（⇒詳細はP.6参照）

#### 【奈良県】新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（旧「帰国者・接触者相談センター」）

電話番号：0742-27-1132

FAX番号：0742-27-8565

受付時間：24時間 平日・土日祝日

### ▶奈良市内に宿泊(予定も含む)する修学旅行生・観光客等の宿泊観光客専用ダイヤル

#### 【奈良市】修学旅行生等宿泊者専用新型コロナ24時間相談ダイヤル

奈良県民の宿泊者の場合は、上記「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」にご相談ください。

電話番号：0742-93-8563

受付時間：24時間 平日・土日祝日

### ▶新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談・各保健所管轄市町村

相談窓口	電話番号/FAX番号	対応時間	管轄市町村
奈良県庁	TEL:0742-27-8561 FAX:0742-27-8565	平日・土日祝 8時30分～17時15分	県内全域
奈良市保健所	TEL:0742-95-5888 FAX:0742-34-2486	平日 8時30分～17時15分	奈良市
	TEL:0742-95-5888 FAX:0742-34-2321	土・日・祝 10時00分～16時00分	
奈良県郡山保健所	TEL:0743-51-0194 FAX:0743-52-6095	平日 8時30分～17時15分	大和郡山市、天理市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
奈良県中和保健所	TEL:0744-48-3037 FAX:0744-47-2315	平日 8時30分～17時15分	大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
奈良県吉野保健所	TEL:0747-52-0551 FAX:0747-52-7259	平日 8時30分～17時15分	吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
奈良県内吉野保健所	TEL:0747-22-3051 FAX:0747-25-3623	平日 8時30分～17時15分	五條市、野迫川村、十津川村

# 1. 宿泊施設における感染防止対策

## ①業種別ガイドラインの遵守による感染予防の取り組み

各宿泊施設においては、業界団体が作成するガイドライン等を遵守し、施設内やサービス時における感染予防、従業員の健康管理など必要な対策を積極的に講じてください。

### 参考となる主なガイドライン

- ・「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」  
(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 日本旅館協会 全日本シティホテル連盟)
- ・「ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン」  
(一般社団法人日本ホテル協会)

## ②宿泊客への感染防止対策の普及・啓発

各宿泊施設においては、施設内における安全・安心面の確保と感染拡大防止のため、宿泊客に対して、以下の対策等について協力を要請するとともに、ホームページやフロントにおいて分かりやすく内容を掲示するなど周知徹底を図ってください。

### 【宿泊客に対する協力要請】

- ・マスクの着用
- ・こまめな手洗いと手指消毒
- ・三密（密閉・密集・密接）の回避
- ・ソーシャルディスタンスの確保（人との距離は2mを意識(最低1m)）
- ・検温をはじめとする健康管理
- ・感染が疑われる症状が見られた際の速やかな報告、相談
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用推奨 等

## 2. 宿泊客の感染疑い時の対応（参考：フコ-図 p 11）

### ①相談窓口について

令和2年10月26日より、発熱等の症状がみられた際は、まず、身近な医療機関に電話相談することとなりました。各宿泊施設におかれましては、近隣の医療機関の電話番号や対応可能時間等を把握し、宿泊客に疑似症が発生した際の対応について、事前に準備・確認をお願いします。近隣に医療機関がない場合は、「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（旧「帰国者・接触者相談センター）」で、24時間相談を受け付けております。

また、奈良市では、宿泊観光客専用の「修学旅行生等宿泊者専用新型コロナ24時間相談ダイヤル」を開設されています。

各宿泊施設において、宿泊客の中で感染が疑われる症状（※1）がみられた際には、ご本人より近隣の医療機関又は下記相談窓口までご連絡いただくように宿泊客にご説明をお願いします。電話相談において、症状・行動履歴等の聞き取りが行われ、必要に応じて診療・検査が行われます。

また、感染が疑われる宿泊客に対しては、客室内での待機やマスクの着用、外出自粛を要請し、他の宿泊客等との接触を避けるようご対応ください。当該対応については、p 7の「②宿泊客の待機場所について」を参考にしてください。

（※1） 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。  
（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（※2）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※2） 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方及び妊婦の方

- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

参照：厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q5-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-1)

### ◆【奈良県】新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（旧「帰国者・接触者相談センター」）

電話番号：0742-27-1132  
FAX番号：0742-27-8565  
受付時間：24時間 平日・土日祝日

### ◆【奈良市】修学旅行生等宿泊者専用新型コロナ24時間相談ダイヤル

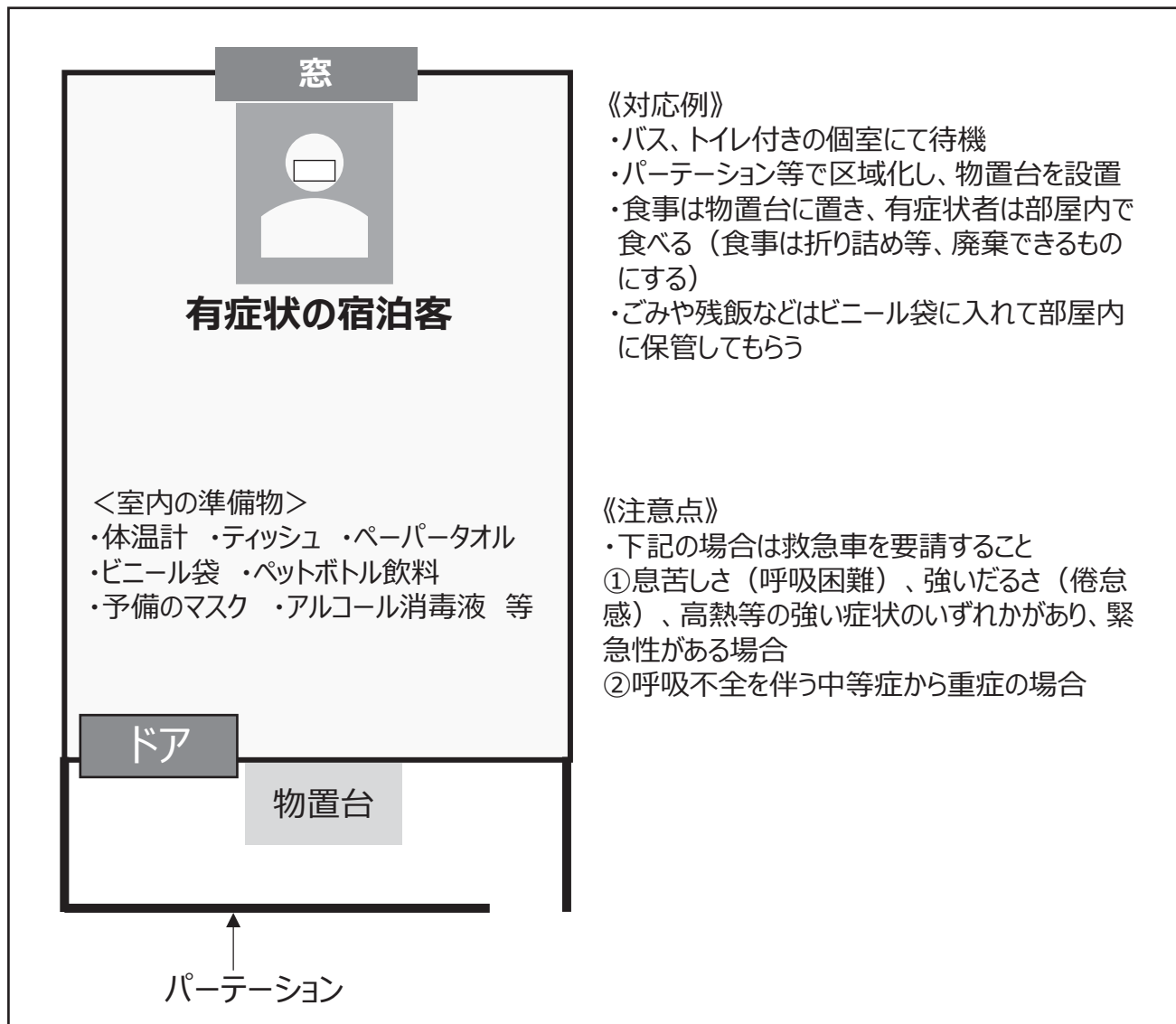
※宿泊観光客専用ダイヤル（奈良市内の宿泊施設に宿泊（予定も含む）する場合に限る）  
奈良県民の宿泊者の場合は「新型コロナ・発熱患者受診相談窓口」に相談

電話番号：0742-93-8563  
受付時間：24時間 平日・土日祝日

## ② 宿泊客の待機場所について

- ・各宿泊施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われ、診察・検査が必要と判断された宿泊客が発生した場合、当該宿泊客が待機するための場所の確保をお願いします。
- ・待機場所は他の宿泊客や従業員との区分が可能で、隔離状態となる個室とし、出入りする従業員も可能な限り少人数とするなど感染予防を徹底するとともに、宿泊客に対し、指定場所での待機とマスクの着用、外出自粛等を要請してください。
- ・なお、待機場所の確保にかかる経費については、原則、宿泊客の負担となります。待機場所、対策方法の具体例については、以下をご参考ください。

### 待機場所のイメージ



## ③ 医療機関等への搬送

宿泊客がPCR検査を受けるための医療機関等へ移動は、自家用車での旅行の場合は、その家族等の運転で移動するなど、できる限り公共交通機関を利用しない方法で移動していただくことになります。なお、症状が重篤な場合や緊急性がある場合は、救急車を要請してください。



#### ④他の宿泊者への対応

宿泊客に疑似症者が発生した場合（新型コロナ・発熱患者受診相談窓口（旧「帰国者・接触者相談センター」）に相談した結果、感染が疑われ、検査を実施することになった場合）でも他の宿泊者へその事を周知する義務はありません。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、宿泊施設において、必要に応じて、下記を参考に、他の宿泊者や宿泊施設従業員に情報収集を行ってください。

また、修学旅行等の団体旅行の場合は、責任者に情報収集をお願いしてください。事前に準備しておくことにより、陽性結果が判明した場合、速やかな対応ができます。修学旅行等団体旅行の行程継続については、責任者が判断することとなりますが、宿泊施設におかれましては、感染拡大防止対策等のご協力をお願いします。

##### ①濃厚接触の判断要素 \* 厚生労働省ホームページより

濃厚接触かどうかを判断するうえでの重要な要素は、「距離の近さ」と「時間の長さ」です。

具体的には、必要な感染予防策をせずに手で触れること、又は対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

ただし、15分間、感染者と至近距离にいたとしても、マスクの有無、会話や歌唱など発声を伴う行動や対面での接触の有無など、「3密」の状況などにより、感染の可能性は大きく異なります。

そのため、最終的に濃厚接触者にあたるかどうかは、このような具体的な状況をお伺いして判断することになります。

##### ②濃厚接触者の判断の対象となる方

ウイルスがうつる可能性がある期間（発症2日前から入院等をした日まで）に感染者と接触のあった方々について、関係性、接触の程度などについて、保健所が調査（積極的疫学調査）を行い、個別に濃厚接触者に該当するかどうか判断します。

- ◆ 症状出現の2日前からの接触状況（症状のない場合は検体採取日の2日前からの接触状況）について、本人と直接、会話した（接点のある）同行者、他の宿泊客、従業員等への聞き取りを行ってください。

##### 【聞き取り内容】

- ・本人及び相手のマスク着用の有無、ソーシャルディスタンス、換気の様子は必須。

（会話時間・場所、相手との距離（正面での対応か）など）

※ 次ページの参考様式を活用いただくとスムーズです。



(参考様式)

氏名	本人との関係性	接点の状況
〇〇 〇〇	教師	①日時・場所：〇月〇日(〇曜日)に〇〇(場所)にて、〇〇分程度接触 ②マスクの着用、換気状況：互いにマスク着用。窓を開けて換気。 ③社会的距離等：本人とは〇〇cm程度の距離を保ち、正面での対応。 会話中、〇分程度マスクを外す機会があった。 ④自身の体調：現在の体調は〇〇。 ⑤その他：昼食は、本人を含まない別のグループの生徒と一緒に取った。(日時・会話の有無)
		①日時・場所： ②マスクの着用、換気状況： ③社会的距離等： ④自身の体調： ⑤その他：
		①日時・場所： ②マスクの着用、換気状況： ③社会的距離等： ④自身の体調： ⑤その他：
		①日時・場所： ②マスクの着用、換気状況： ③社会的距離等： ④自身の体調： ⑤その他：
		①日時・場所： ②マスクの着用、換気状況： ③社会的距離等： ④自身の体調： ⑤その他
		①日時・場所： ②マスクの着用、換気状況： ③社会的距離等： ④自身の体調： ⑤その他
		①日時・場所： ②マスクの着用、換気状況： ③社会的距離等： ④自身の体調： ⑤その他
		①日時・場所： ②マスクの着用、換気状況： ③社会的距離等： ④自身の体調： ⑤その他
		①日時・場所： ②マスクの着用、換気状況： ③社会的距離等： ④自身の体調： ⑤その他

※個人のプライバシー確保を考慮し、陽性者等となったことをもって、不利益な取扱いや差別等を受けることが無いよう留意ください。

### 3. 検査結果判明後の対応

#### ① 検査結果に基づいた対応

検査結果に基づき、宿泊客は下記の対応をとります。

##### ■ 陰性の場合

陰性となっても、感染が否定されたわけではないので、感染拡大防止の対策をして帰宅していただきます。ただし、医療機関等から指示がある場合はその指示に従ってください。

##### ■ 陽性の場合

新型コロナウイルスへの感染が判明した場合には、管轄保健所と相談のうえ、**感染症指定医療機関等へ入院となります**。無症状・軽症患者の場合、宿泊療養施設へ移行する場合があります。

各宿泊施設におかれましては、濃厚接触者の有無の確認や各宿泊施設において必要となる対応について、管轄保健所の指示に従ってください。

#### ② 使用した待機場所の消毒

待機場所等に使用した部屋の消毒方法については、下記対応例を参考に行ってください。

- 保健所から指示がある場合は、その指示に従い事業者の責任で消毒を実施する。
- 消毒の対象は、感染者等が最後に使用してから3日以内の場所とする。
- 消毒前には十分な換気を行う。（ヨーロッパCDCでは最低1時間の換気を推奨。米国CDCは概ね24時間の換気を推奨。施設の状況が許せば、退室後3日以降に消毒することでもよいと思われる。）
- 消毒時は、サージカルマスク（使い捨てマスク）、手袋、ガウン（百均のレインコート等で代用可能）、必要に応じてゴーグルを着用。
- 床清掃は通常通りが良いが、嘔吐物などで汚染がある場合は、アルコール（70%以上（※））や次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）で清拭消毒する。
- 高頻度に接触する箇所も、アルコール（70%以上）や次亜塩素酸ナトリウム（0.05%）で清拭消毒する。
- ごみはビニール袋2重にして密封した後に、一般ゴミとして廃棄する。

（※）60%台のエタノールによる消毒でも一定の有効性があると考えられる報告があり、70%以上のエタノールが入手困難な場合には、60%台のエタノールを使用した消毒も差し支えありません。

参照：新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

その他、関連する情報や詳細については、下記をご参考ください。

厚生労働省 新型コロナウイルスに関するQ&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q5-1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q5-1)

# 新型コロナウイルス感染症についての相談や受診の流れ (宿泊観光客の場合)

観光等で奈良県内に滞在中の宿泊観光客に、疑似症が発生

○宿泊施設は、宿泊客本人に「**近隣の医療機関**」に電話相談するよう説明

※各宿泊施設の近隣の医療機関については、事前にご確認をお願いします

(医療機関名： \_\_\_\_\_ TEL: \_\_\_\_\_ 対応可能時間： \_\_\_\_\_ )

○近隣に医療機関がない場合は、「**新型コロナ・発熱患者受診相談窓口**(旧「帰国者・接触者相談センター」)」に電話相談  
(TEL:0742-27-1132 平日・土日祝日 24時間対応)

## 感染が疑われる場合

(診察・検査が**必要**と判断された場合)

宿泊施設は、PCR検査の実施まで、待機場所を確保し、他の宿泊客との分離を行ってください(濃厚接触の可能性のある者についても同様に対応)

また、感染拡大防止のため、p 8、9を参考に事前に情報収集を行ってください

- ・宿泊客は、電話相談により受診調整済みの医療機関等を受診
- ・医師の判断により、PCR検査等を実施  
(検査費用は公費、初診料等は自費となります(保険適用あり))

検査結果が判明するまで、宿泊客は医師の指示や助言に従い待機(宿泊施設に協力依頼する場合あり)

## 陽性の場合

### 宿泊客は、管轄保健所と相談のうえ、感染症指定医療機関等へ入院(公費)

※無症状・軽症患者の場合、宿泊療養施設へ移行する場合があります。

- ・管轄保健所が濃厚接触者を特定
- ・宿泊施設は、保健所等からの指示や助言に基づき適宜対応

退院又は退所基準を満たすことを確認

宿泊客帰宅

## 感染が疑われない場合

(診察・検査が**不要**と判断された場合)

宿泊客は、感染が否定されたわけではなく、感染防止対策を講じて帰宅  
(医療機関等から指示がある場合は、その指示に従う)

(※) 待機場所の確保や疑似症者の搬送にかかる経費は、原則、当該観光客が負担

